

V そ の 他

第1島上層への水の供給方法一覧

令和7年3月31日現在

島名	方法	区間	布設年度	延長 (m)	管種	継手種類	管径 (mm)	最大深さ (m)	設置者	国庫補助の付否	供給される水の状態	供給を受ける市町	備註
下蒲刈島	海底送水管	呉市(戸田)	S46~47	1,207.0	鋼管	溶接継手	500	79	広島県水道広域連合企業団 (広島県水道)	有(広域)	浄水	呉市	
上蒲刈島	海底送水管	下蒲刈島	S47(H10新設)	474.0	鋼管	溶接継手	500	39	広島県水道広域連合企業団 (広島県水道)	有(広域)	浄水	呉市	
豊島	海底送水管	上蒲刈島	S46~47	725.0	鋼管	溶接継手	450	44	広島県水道広域連合企業団 (広島県水道)	有(広域)	浄水	呉市	
大崎下島	海底送水管	豊島	S46~47	909.0	鋼管	溶接継手	450	44	広島県水道広域連合企業団 (広島県水道)	有(広域)	浄水	呉市	
大崎上島	海底送水管	大崎下島	S46~47	2,560.0	鋼管	溶接継手	400	55	広島県水道広域連合企業団 (広島県水道)	有(広域)	浄水	大崎上島町★	◎
老島	給水船	竹原市	H13~14	3,510.0	鋼管	溶接継手	400	55	広島県水道広域連合企業団 (広島県水道)	有(広域)	浄水	大崎上島町★	◎
三角島	海底送水管	豊島	H2	647.0	ポリエチレン管	---	---	---	呉市(上水道)	有(離島)	浄水	呉市	◎
長島	海底送水管	大崎上島(向山)	S19	417.9	NCV鋼管	リングジョイント	250	---	広島県水道広域連合企業団 (広島県水道)	有(離島)	浄水	大崎上島町★	◎
生野島	海底送水管	大崎上島(産木)	S49(H8更新)	535.0	ポリエチレン管	---	100	28	広島県水道広域連合企業団 (広島県水道)	有(離島)	浄水	大崎上島町★	◎
大芝島	海底送水管	生野島	S49(H14更新)	725.0	ステンレス鋼管	溶接継手	100	47	広島県水道広域連合企業団 (広島県水道)	有	浄水	大崎上島町★	
江田島	海底送水管	東広島市(小松原)	S59	494.7	ポリエチレン管	溶接継手	75	27.5	広島県水道広域連合企業団 (広島県水道)	有(無水源)	浄水	東広島市★	
沖野島	海底送水管	東広島市(倉橋島)	S50	1922.0	鋼管	溶接・フランジ	400	35	広島県水道広域連合企業団 (広島県水道)	有(広域)	浄水	江田島市★	
倉橋島	海底送水管	東広島市(倉橋島)	S38	1840.0	鋼管	フランジ形	300	36	広島県水道広域連合企業団 (広島県水道)	有(緊急改善)	浄水	江田島市★	
鹿老渡島	海底送水管	東能美島	S57(H12更新)	30.0	鋼管(配水支管)	SJ形	75	---	広島県水道広域連合企業団 (広島県水道)	無	浄水	江田島市★	
鹿島	海底送水管	東能美島	S53~54	893.0	鋼管	溶接継手	400	45	広島県水道広域連合企業団 (広島県水道)	有(広域)	浄水	呉市	
情島	無	東能美島	S36	159.0	鋼管(110mm)	溶接継手	250	---	---	無	浄水	呉市	
似島	海底送水管	東能美島	S54	30.0	鋼管(配水支管)	溶接継手	150	---	---	無	浄水	呉市	
金輪島	海底送水管	東能美島	S57(H12更新)	30.0	鋼管(配水支管)	溶接継手	150	---	---	無	浄水	呉市	
宮島	海底送水管	坂町(尾)	S82	557.0	鋼管	溶接	150	22	広島県水道広域連合企業団 (広島県水道)	有(無水源)	浄水	広島市	
宮島	海底送水管	坂町(尾)	S82	2057.0	鋼管	溶接継手	200	15	広島県水道広域連合企業団 (広島県水道)	有(無水源)	浄水	広島市	
阿多田島	海底送水管	阿多田島	R6	1922.0	特殊ポリエチレン管	継着接合	250	10	広島県水道広域連合企業団 (広島県水道)	有(広域)	浄水	廿日市市★	
佐木島	海底送水管	佐木島	S50	2240.0	鋼管	溶接継手	600	35	広島県水道広域連合企業団 (広島県水道)	有(離島)	浄水	大竹市	◎
小佐木島	海底送水管	佐木島	S51	704.0	特殊ポリエチレン管	継着接合	50	31	広島県水道広域連合企業団 (広島県水道)	有(広域)	浄水	三原市★	◎
大久野島	給水船	三原市	H16	---	---	---	---	---	---	無	浄水	三原市★	
高根島	海底送水管	生口島	S47(H30更新)	204.9	ダクタイル鋼管	CX形	75	---	尾道市(上水道)	有(離島)	浄水	尾道市	
生口島	海底送水管	生口島	S50	1051.0	鋼管	溶接継手	600	12	広島県水道広域連合企業団 (尾道市水道)	有(広域)	浄水	尾道市	
因島	海底送水管	生口島	S50	586.0	鋼管	溶接継手	500	20	広島県水道広域連合企業団 (尾道市水道)	有(広域)	浄水	尾道市	
因島	海底送水管	因島(津田)	S37	1928.0	鋼管	溶接継手	250	52	広島県水道広域連合企業団 (尾道市水道)	無	浄水	尾道市	
因島	海底送水管	因島(深瀬)	H8	1092.6	特殊ポリエチレン管	継着接合	100	35	広島県水道広域連合企業団 (尾道市水道)	有(離島)	浄水	尾道市	◎
因島	海底送水管	因島(大浜)	H22	2133.1	海底部鋼管 陸上部ダクタイル鋼管	溶接継手	400	52	広島県水道広域連合企業団 (尾道市水道)	有(離島)	浄水	尾道市	
因島	海底送水管	尾道市(山波)	S49	378.2	鋼管	溶接継手	500	10	広島県水道広域連合企業団 (尾道市水道)	有(広域)	浄水	尾道市	
因島	海底送水管	尾道市(山波)	S41	293.0	海底部鋼管 陸上部ダクタイル鋼管	溶接継手	300	10	広島県水道広域連合企業団 (尾道市水道)	無	浄水	尾道市	
因島	海底送水管	尾道市(十四日町)	S40	342.7	鋼管	溶接継手	250	7	尾道市(上水道)	無	浄水	尾道市	
因島	海底送水管	尾道市(十四日町)	H21	351.1	特殊ポリエチレン管	継着接合	250	250	尾道市(上水道)	無	浄水	尾道市	◎
因島	海底送水管	尾道市(十四日町)	H22	388.7	海底部鋼管(軟質) 陸上部ダクタイル鋼管	継着接合	150	150	尾道市(上水道)	無	浄水	尾道市	
因島	海底送水管	尾道市(十四日町)	H22, H23	297.1	海底部鋼管 陸上部ダクタイル鋼管	継着接合	150	150	尾道市(上水道)	無	浄水	尾道市	
因島	海底送水管	尾道市(十四日町)	S50	1,318.5	特殊ポリエチレン管	継着接合	100	10	尾道市(上水道)	有(離島)	浄水	尾道市	◎
因島	海底送水管	尾道市(浦田)	S50	229.0	特殊ポリエチレン管	継着接合	150	8	尾道市(上水道)	無	浄水	尾道市	
因島	海底送水管	尾道市(浦田)	H1	135.4	鋼管	---	150	---	尾道市(上水道)	無	浄水	尾道市	
因島	海底送水管	尾道市(浦田)	H3	13.7	鋼管	---	150	---	尾道市(上水道)	無	浄水	尾道市	
因島	海底送水管	尾道市(浦田)	S50~52	4,264.3	鋼管	溶接継手	150	24	尾道市(上水道)	有(無水源)	浄水	尾道市	◎
因島	海底送水管	尾道市(浦田)	H29	1,625.4	ポリエチレン管	溶接継手	150	24	尾道市(上水道)	有(無水源)	浄水	尾道市	
因島	海底送水管	尾道市(浦田)	H20	680.0	ポリエチレン管	---	150	33	尾道市(上水道)	無	浄水	尾道市	
因島	海底送水管	尾道市(浦田)	S50	720.0	ポリエチレン管	---	150	19	尾道市(上水道)	有(緊急改善)	浄水	尾道市	
因島	海底送水管	尾道市(浦田)	S60	590.0	ポリエチレン管	---	100	19	尾道市(上水道)	有(緊急改善)	浄水	尾道市	
因島	海底送水管	尾道市(浦田)	H21	129.1	ポリエチレン管	継着継手	150	9	尾道市(上水道)	無	浄水	尾道市	
合計33島	457ヶ所			53,985.5									13島

※★が「ついている市町」は、広島県水道広域連合企業団

◆最長 海底送水管23ヶ所(休仕中)宮下、海底送水管1ヶ所、橋梁送水管1ヶ所、橋梁送水管2ヶ所
 ◆最深 大竹市(阿多田島) 7536.8m
 ※設置者 広島県水道広域連合企業団(広島県水道)呉市～下蒲刈島、79m
 ※設置者 当該施設を設置した市町または事業者で承継した現在のもの。()内は水道事業者名。
 ※離島振興対策実施地域は令和5年4月1日現在

第 2 水 道 関 係 年 表

年 月 日	概 要
明治23. 2. 13	水道条例公布
昭和25. 4	地盤沈下対策簡易水道新設補助制度創設(補助率1/2)
27. 4	簡易水道国庫補助制度創設(補助率1/4) 簡易水道県費補助制度創設
12. 12	厚生省が「水道料金について」を通知
28. 4. 20	厚生省が「水道維持管理指針」を策定、通知
7. 22	離島振興法公布(水道補助率35/100)
30. 10. 3	広島県簡易水道協会設立
31. 11. 5	社団法人広島県簡易水道協会設立許可される
32. 6. 15	水道法公布(32.12.14施行)
33. 4	広域簡易水道に対する国庫補助制度創設
7. 16	厚生省が「水質基準に関する省令」を公布
37. 4	飲料水供給施設に対する国庫補助制度創設
41. 4	簡易水道国庫補助制度拡充(補助率1/3創設)
5. 6	水質基準に関する厚生省令改正(陰イオン界面活性剤、六価クロム追加;41.5.20施行)
42. 4	水道水源開発(1/3)、水道広域化施設(1/4)国庫補助制度創設
45. 12. 18	厚生省が「赤水対策について」を通知
47. 4	浄水場排水処理施設に対する国庫補助制度創設(補助率1/4)
48. 4	簡易水道国庫補助制度拡充(条件の悪いもの4/10、離島簡易水道1/2、増補改良事業に補助)
49. 4. 1	太田川東部地域水道用水供給水道が安芸灘地域へ給水開始
7. 19	厚生省が「濁水対策について」を通知
51. 4. 1	沼田川水道用水供給水道が一部給水開始
7. 1	八幡川水道用水供給水道が一部給水開始
52. 6. 23	水道法改正(広域的水道整備、簡易専用水道の規制導入等)
53. 3	広島県水道整備基本構想(第1次)策定 広島地域広域的水道整備計画策定
4	共同水質検査設備に対する国庫補助制度創設(補助率1/4) 無水源地域簡易水道の国庫補助制度創設
8. 31	厚生省が「水質基準に関する省令」を一部改正(カドミウム追加、アンモニア性窒素削除;54.4.1施行)
55. 4	簡易水道国庫補助制度拡充(期間的施設改良事業が補助対象)
56. 3. 25	厚生省が「トリハロメタンの暫定水質目標」を設定
57. 3	広島圏域広域的水道整備計画策定
4	広域的水道整備計画区域内の高料金水道に対する国庫補助制度創設
58. 3	備後圏域広域的水道整備計画策定
9. 20	県が「簡易専用水道監視指導要領」を策定
59. 2. 18	厚生省が「トリクロロエチレン等の暫定水質基準」を設定
60. 11. 6	水道法施行令の一部改正(簡易専用水道の規制対象範囲拡大;61.11.1施行)
61. 4	簡易水道国庫補助制度拡充(統合簡易水道が補助対象)
62. 1. 29	厚生省が「飲用井戸等衛生対策要領」を制定
63. 4	高度浄水施設に対する国庫補助制度創設(補助率1/4、1/3)
平成元. 4	水道未普及地域解消事業の国庫補助制度創設 沼田川水道用水供給事業と藤井川上水道企業団が統合
6. 27	厚生省が「給水管等に係る衛生対策について」を通知
2. 4	老朽管更新事業に対する国庫補助制度創設(補助率1/4、1/3) 県が「過疎地域水道普及事業補助金交付制度」を創設
5. 31	厚生省が「ゴルフ場使用農薬に係る水道水の暫定水質目標」を追加設定(21項目)
3. 1. 23	厚生省が「水道施設設計指針・解説」を通知
6. 1	厚生省が「21世紀に向けた水道整備の長期目標(ふれっしゅ水道)」を策定・公表
7. 30	厚生省が「ゴルフ場使用農薬に係る水道水の暫定水質目標」を追加設定(計30項目)
9. 27	台風19号により県内の水道施設に多大な被害発生

年 月 日	概 要
平成 4. 3. 27	備後圏域広域的水道整備計画改定
10. 2	太田川でシアン反応検出事案発生
12. 21	厚生省が「水質基準に関する省令」を全面改正(5.12.1施行)
5. 4	水道未普及地域解消特別対策制度の創設(9年度までの制度)
12. 1	県が「広島県飲用井戸等衛生対策推進要領」を策定
6. 2. 18	才乙川で重油流出事故発生
3. 4	水道水源保全事業の実施の促進に関する法律公布(6.5.10施行)
3. 30	県が「広島県水道水質管理計画」を策定
7. 1	県西部用水三ツ石浄水場給水開始
7 ~	異常渇水により多数の市町村で給水制限や断水を実施
11. 25	厚生省が「小規模水道における膜ろ過施設導入ガイドライン」を通知
7. 1. 17	阪神・淡路大震災
3. 23	県が水道水質検査精度管理委員会設置
8. 6. 26	水道法の一部改正が公布(給水装置に係る規制緩和関係)
8. 6	厚生省が「腸管出血性大腸菌感染症に係る健康診断の実施について」を通知
10. 4	厚生省が「水道におけるクリプトスポリジウム暫定対策指針」を通知
9. 1. 31	厚生省が「水道の耐震化計画策定指針(案)」を策定
4. 10	厚生省が「飲料水健康危機管理実施要領」を策定
4. 17	県が中山間地域水道施設整備費緊急対策事業補助金交付制度を創設(補助率1/10)
4. 22	厚生省が「水道施設整備事業費用縮減行動計画」を策定
10. 6. 1	「水道水質に関する基準の制定について」の改正(ほう素指針値改正、ウラン、亜硝酸性窒素追加)
6. 19	厚生省が「水道におけるクリプトスポリジウム暫定対策指針」を改正
11. 30	水道法の一部改正(水質検査機関の指定基準見直し)
11. 30	「水道法第20条第3項に規定する厚生大臣の指定に関する規定」の公布・施行
11. 3 ~	コンピューター西暦2000年問題への対応
6. 29	集中豪雨により、県内の水道施設に多大な被害発生 水質基準に関する厚生省令の一部改正(Cd、Pb、Cr(VI)、Znの検査方法にICP-MS法) 「水道水質に関する基準の制定について」の一部改正(監視項目にペンタソン等農薬4項目追加)
7. 8	「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の公布(水道法改正12.4.1施行)
12. 27	厚生省が「水道水質に関する基準の制定について」を改正(監視項目にダイオキシン類追加)
12. 2. 23	厚生省が「水道施設の技術的基準を定める省令」の公布(12.4.1施行)
4. 1	水道法の一部改正(地方分権一括法に伴う自治事務化等)
9. 11	厚生省が「水道水質に関する基準の制定について」を一部改正 (監視項目に二酸化塩素、亜塩素酸イオンを追加等)
10. 6	鳥取県西部地震
13. 3. 24	芸予地震により、県内の水道施設に多大な被害発生
7. 4	水道法の一部改正が公布(広域統合の推進、管理業務の委託、専用水道の規制対象範囲の拡大、貯水槽水道の管理、利用者への情報提供等;14.4.1施行)
11. 13	厚生労働省が「水道におけるクリプトスポリジウム暫定対策指針」を改正
14. 3. 27	厚生労働省が「改正水道法に係る関係政省令」を公布及び「水道水質に関する基準」を一部改正 (鉛基準関係;15.4.1施行)
3	広島県水道整備基本構想(第2次)策定
4. 1	新規専用水道の届出開始(届出期間14.9.30まで)
6. 28	厚生労働省が「飲料水健康危機管理実施要領」を全面改定
12. 3	厚生労働省が「水道施設の技術的基準を定める省令」の一部改正(P.6の基準改正)(15.4.1施行)
15. 4. 1	県福祉保健部が「健康危機管理マニュアル」を策定
5. 30	厚生労働省が「水質基準に関する省令」を全面改定(16.4.1施行)
7. 2	水道法の一部改正「20条水質検査機関及び34条簡易専用水道検査機関の指定制度を登録制度に変更」 (16.3.31施行)
7. 22	厚生労働省が「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」を公布 (検査方法告示)(16.4.1施行)
7. 23	厚生労働省が「簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項」を告示(全面改定15.10.1施行)
9. 29	厚生労働省が「水道法施行規則の一部を改正する省令」及び「残留塩素検査方法告示」を公布 (水質検査計画の策定など)(16.4.1施行)

年 月 日	概 要
平成 16. 1. 22	厚生労働省が「飲用井戸等衛生対策要領」を改正
3. 15	県が「広島県水道水質管理計画」を全面改定(16.4.1施行)
6. 1	厚生労働省が「水道ビジョン」を策定・公表
7. 12	呉市阿賀南において県用水と呉市の共同管の漏水事故による断水被害が発生
9. 7	台風18号により県内の水道施設に多大な被害発生
17. 9. 4	台風14号により県内の水道施設に被害が発生
10. 1	水道法における知事権限の事務のうち、専用水道及び簡易専用水道に関する事務を特例条例により三次市に事務移譲
10. 17	厚生労働省が「地域水道ビジョン」の作成について通知
18. 4. 1	水道法における知事権限の事務のうち、専用水道及び簡易専用水道に関する事務を特例条例により大崎上島町に事務移譲
8. 25	県営水道送水トンネル崩落事故により、呉市及び江田島市において大規模な断水被害発生(断水期間8.26～9.5 断水世帯3万2千世帯)
9. 16	台風13号に伴う大雨により県内の水道施設に多大な被害発生
19. 3. 30	厚生労働省が「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」を策定
4. 1	水道法における知事権限の事務のうち、専用水道及び簡易専用水道に関する事務を特例条例により竹原市、三原市、東広島市及び世羅町に事務移譲
6. 11	厚生労働省が「簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱」を一部改正(簡易水道事業統合計画書の策定)
7. 30	厚生労働省が「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」を一部改正
	厚生労働省が「水道事業の費用対効果分析マニュアル」を策定
7～8	広島大学東広島キャンパスの簡易専用水道において、中水管との誤接合により冷水機等の水を飲用した学生等の健康被害発生
8. 13	厚生労働省が「厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査要領」を一部改正
8. 17	県が「広島県水道施設事故対応マニュアル」及び「飲料水を起因とする健康危害管理マニュアル」を策定
11. 15	厚生労働省が「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」を公布(20.4.1施行)
20. 3. 28	厚生労働省が「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令」を公布(耐震性能の明確化、更新の際の耐震化など)(20.10.1施行)
4. 1	水道法における知事権限の事務のうち、専用水道及び簡易専用水道に関する事務を特例条例により廿日市市、江田島市、安芸高田市、尾道市、庄原市及び北広島町に事務移譲
7. 11	厚生労働省が「水道ビジョン」を改訂
21. 3. 6	厚生労働省が「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」を公布(21.4.1施行)
4～5	国内、県内で新型インフルエンザ流行
7	厚生労働省が「水道におけるアセットマネジメント(資産管理)の手引き」を作成
22. 1. 21	県が「広島県災害対策要領(断水)」を制定
2. 17	厚生労働省が「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」を公布(22.4.1施行)
4. 1	水道法における知事権限の事務のうち、専用水道及び簡易専用水道に関する事務を特例条例により府中市及び神石高原町に事務移譲
7	庄原市ほか県内各地で集中豪雨による断水被害等が発生
23. 1. 28	厚生労働省が「水質基準に関する省令」を一部改正(23.4.1施行)
2. 2	呉市阿賀において県用水と呉市の共同管の漏水事故による断水被害が発生
3	東日本大震災により、東北・関東地方の水道施設に甚大な被害が発生
3. 28	「広島県水道整備基本構想(第2次)」の中間見直しを行い、「広島県水道ビジョン」として改定
8. 30	水道法の一部改正「水道事業者又は水道用水供給事業者が地方公共団体の場合は、布設工事監督職員の配置基準及び資格基準を政令で定める要件を参酌して条例で定める(24.4.1施行)、水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者が地方公共団体の場合は、水道技術管理者の資格基準を政令で定める要件を参酌して条例で定める(24.4.1施行)、専用水道及び簡易専用水道の権限をすべての市に移譲(25.4.1施行)など」
10. 3	厚生労働省が「水道法施行規則の一部を改正する省令」を公布(事業認可に係る申請事務の簡素化(23.10.3施行)、事業の変更を行う場合における軽微な変更の範囲の拡大(23.10.3施行)、水質検査の信頼性の確保(24.4.1施行)など)
10. 3	厚生労働省が「水道事業等の認可の手引き」を改訂

年月日	概要
平成 23. 10. 7	厚生労働省が「第三者委託の手引き」を一部改正
11. 15	厚生労働省が「飲用井戸等衛生対策要領」を改正 (H25年度から飲用井戸等の事務を全市で実施)
24. 5	ヘキサメチレンテトラミンの流出がもとで、利根川水系の浄水場においてホルムアルデヒドの基準値超過による断水が発生
25. 3. 29	厚生労働省が「新水道ビジョン」を公表
4. 1	専用水道、簡易専用水道に係る監督権限及び飲用井戸等の事務をすべての市に移管
26. 2. 28	厚生労働省が「水質基準に関する省令」を一部改正 (26.4.1施行)
8. 20	広島市、安芸高田市で集中豪雨による断水被害等が発生
27. 3. 2	厚生労働省が「水質基準に関する省令」を一部改正 (27.4.1施行)
3. 6	厚生労働省が「浄水処理対応困難物質」を設定
6. 23	厚生労働省が「水道の耐震化計画等策定指針」を改定
28. 1	北広島町、庄原市、三次市で水道管凍結防止対策の影響と考えられる断水被害が発生
3. 28	厚生労働省が「水道事業等の認可の手引き」を改正
3. 30	厚生労働省が「水質基準に関する省令の厚生労働大臣が定める方法等の一部改正等及び同留意事項」を通知 (28.4.1施行)
3. 31	厚生労働省が「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について」を通知
3. 31	「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、厚生労働省が、厚生労働大臣の指定する都道府県に対し国の事務・権限の一部を移譲するため、「水道法施行令」を一部改正 (28.4.1施行)
6. 7	「広島県生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱」制定 (28.4.1適用)
29. 3. 28	厚生労働省が「水質基準に関する省令の厚生労働大臣が定める方法等の一部改正等及び同留意事項」を通知 (29.4.1施行)
3. 31	各市町の簡易水道事業統合計画に基づき、平成28年度末までに、計画されていた全ての14市町で簡易水道事業の上水道事業等への事業統合が完了 一般社団法人広島県簡易水道協会解散
29. 4. 1	広島県簡易水道協会設立
30. 3. 28	厚生労働省が「水質基準に関する省令の厚生労働大臣が定める方法等の一部改正等及び同留意事項について」を通知 (30.4.1施行)
30. 7. 6	平成30年7月豪雨により県内の水道施設に多大な被害が発生
30. 12. 12	「水道法の一部を改正する法律」公布 (第三次改正) (令和元.10.1施行)
31. 3. 29	厚生労働省が、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等及び同留意事項について」を通知 (31.4.1施行)
令和元. 5. 29	厚生労働省が「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」の一部改正
9. 30	厚生労働省が「改正水道法の施行について」を通知 厚生労働省が「水道事業等の認可の手引き」を「水道事業等の認可等の手引き」と名称変更した上で、改訂。
10. 1	「水道法の一部を改正する法律」が施行
10. 17	厚生労働省が「飲用井戸等衛生対策要領」を一部改正
10. 24	県が「広島県飲用井戸等衛生対策推進要領の改正について」を一部改正
2. 1. 31	厚生労働省が「新型コロナウイルス感染症に対する対応について」を通知
3. 30	厚生労働省が「水質基準に関する省令の一部改正等について」を通知 (六価クロム基準値変更等) 厚生労働省が「水質基準に関する省令の一部改正等について」の留意事項について」を通知 (PFOS、PFOA要検討項目に追加等)
3. 31	広島県簡易水道協会解散
6	県が「広島県水道広域連携推進方針」を策定
11. 30	厚生労働省が「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について」を通知
3. 2. 2	厚生労働省が水道における「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の実施について」を通知
3. 26	厚生労働省が「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等及び同留意事項について」を通知
3. 4.	県が企業団設立準備協議会を設置
3. 4. 16	厚生労働省がインフラ長寿命化計画 (行動計画) を更新 (R3～R7)

年 月 日	概 要
令和 3. 4. 20	厚生労働省が「水道法施行規則の一部を改正する省令について」を通知(登録水質検査機関の届出様式の変更)
4. 3. 15	厚生労働省が「申請書等への添付を求める写真の規格の見直し等のための厚生労働省令の一部を改正する省令の施行等について(水道関係)」を通知
4. 3. 31	厚生労働省が「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正等について」を施行通知
4. 3. 31	厚生労働省が「「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正における留意事項について」を通知
4. 5. 27	厚生労働省が「水道法施行令の一部を改正する政令の施行について」を通知(新型コロナウイルス感染症対策に伴い、給水装置工事主任技術者試験の受験手数料の額の改定)
4. 10. 1	水道施設台帳の作成及び保管義務の施行
4. 11. 18	「広島県水道広域連合企業団」設立
5. 3. 22	厚生労働省が「水道法施行規則の一部改正について(水道施設の維持及び修繕関係)」を通知(R6.4.1施行)
5. 3. 24	厚生労働省が「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部改正について」及び「(同)の留意事項について」を通知(検査方法の追加と改正、及び関係通知などの改正)(R5.4.1施行)
5. 5. 19 ～ 21	広島市でG7サミットが開催され、水道関係において、危機管理体制の強化等を実施
5. 5. 26	厚生労働省が「「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」の公布について」を通知
5. 7. 6	厚生労働省が「水道施設の更新に係る状況を踏まえた計画的な更新及び適正な水道料金の設定等の促進について」を通知
5. 8. 10	厚生労働省が「『浄水処理対応困難物質』の設定について」の一部改正についてを通知
5. 10. 17	厚生労働省が「PFOS及びPFOAの水質検査結果の確認及び水質検査の実施について」を事務連絡
6. 1. 1	石川県能登半島地震により、最大14万戸の断水が発生するなど上下水道施設に甚大な被害が発生
6. 3. 1	厚生労働省が「水道におけるPFOS及びPFOAへの対応について」を事務連絡
6. 3. 21	厚生労働省が「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正についてを通知(R6.4.1施行)(農薬パラコート的目標値0.005→0.01見直し等)
6. 4. 1	国における水道整備・管理行政の所管が、厚生労働省から国土交通省に、水質又は衛生に関する事務が、環境省へ移管
6. 7. 8	県が「小規模水道施設の巡回指導方針」改正
6. 9. 24	国土交通省が「上下水道耐震化計画の策定について」を事務連絡

第3 用語の説明

●水道事業

一般の需要に応じて水道により水を供給する事業で、計画給水人口が101人以上のもの。

●上水道事業

計画給水人口が5,001人以上の水道事業。原則として独立採算である。

●簡易水道事業

計画給水人口が5,000人以下の水道事業。施設整備に対する国庫補助制度など、上水道に比べ財政上の特例がある。

●水道用水供給事業

水道事業者によるその用水（浄水）を供給する事業。水道水の卸売業。

●専用水道

101人以上の居住者に水を供給する自家用の水道又は生活の用に供する水の1日最大給水量が20m³を超える水道。

●簡易専用水道

ビル、マンション等に設置される貯水槽その他水道事業から供給を受ける水のみを水源とする水道で、受水槽の有効容量が10m³を超えるもの。毎年1回以上、水槽の清掃や法定検査を行うことが義務づけられている。

●貯水槽水道

簡易専用水道を含め、水道の規模によらない建物内水道の総称。水道事業者と貯水槽水道の管理者等との間で、貯水槽水道に関する責任を供給規程により明確に定めるよう規定（水道法第14条第2項第5号）されており、水道事業者が設置者に対する助言等を行う根拠となっている。

●飲料水供給施設

一般的に、50人以上100人以下の給水人口に飲用水を供給する水道をいうが、水道法上に定義はない。

●計画給水人口

水道事業計画で定められる給水人口。水道施設規模を決定する要因の一つ。水道事業認可で決定される。

●給水区域

水道事業認可を受けて、一般の需要に応じて給水を行うことができる区域。

●給水普及率

計画給水区域内の水道の普及率。現在給水人口を給水区域内人口で除した値。

●水道普及率

市町村、県等行政区域内の水道の普及率。現在給水人口を行政区域内人口で除した値。

●計画1日最大給水量

1年のうち1日給水量が最大の日の量。水道を整備する上での目標とし、水道事業認可で決定される。

●有効水量

使用上有効と見られる水量。有収水量や事業用水量等がある。一方、「無効水量」とはメータより上流部での水道管からの漏水や、水道施設の損傷などにより無効になった水量をいう。

●有効率

有効水量／給水量（％）。厚生労働省ではこの目標値を大規模事業98％以上、中小規模事業95％以上としている。

●有収水量

料金収入の対象となる水量。他の水道事業への分水量、他会計から維持管理費としての収入がある水量（消防など）を含む。一方、「無収水量」とは料金徴収の対象とならない水量であり、公園用水量、消火栓使用水量等の総量をいう。

●有収率

有収水量／給水量（％）。一般に有効率より2～3ポイント低い。

●負荷率

1日平均給水量／1日最大給水量（％）。この値が大きいほど施設効率がよい。

●稼働率

1日最大給水量／施設能力（％）。

●水道料金

条例に基づき料金が定められている。料金体系としては、用途別、口径別等がある。

●給水原価

有収水量1m³あたりに必要な費用。供給原価ともいう。

●供給単価

有収水量1m³当たりで得られる収益。給水単価ともいう。

●表流水

河川を流れる水。ちなみに、左岸とは、上流から下流に向かって左側の岸のことをいう。

●伏流水

河川の地下を河川と共に流れる水。河川水の一部とみなされる。

●水利権

主な河川水を取水するのに必要な権利。表流水及び伏流水について設定される。自流によるものと、ダムによるものがある。原則として1年中取水可能な権利を安定水利権と言い、建設中のダムに参加した場合等で水量が豊富な時期のみに取水可能な権利を暫定（豊水）水利権と言う。

●浅井戸

深度の比較的浅い井戸で、第1不透水層より浅い水を取水する。

●深井戸

深度の比較的深い井戸で、第1不透水層より深い水を取水する。ボーリング井戸が多い。

●塩素消毒

水道水は、安全性を保つため、塩素による消毒が義務付けられている。塩素を用いず二酸化塩素や紫外線による消毒は、認められていない（ただし、二酸化塩素については、浄水における前処理で、紫外線についてはクリプト対策としての使用は認められている。）

●緩速ろ過

原水を1日4～6mの速度でろ過する方法。砂中の微生物により浄化されるため、水質は良好であるが、広い敷地が必要になること、維持管理に人手がかかる等の欠点がある。

●急速ろ過

凝集剤を用いて凝集沈殿処理をした後、1日120～160mの速度でろ過する。濁度の高い水でも処理できる。

●膜ろ過

連続した組織の間にある孔や分子配列のすきまを利用し、不純物を分離する方法。膜の孔径により、精密ろ過（MF）膜、限外ろ過（UF）膜などがある。

●高度（浄水）処理

緩速ろ過や急速ろ過で除去できない物質や臭い等を除去する方法で、活性炭処理、オゾン処理などがある。

●浄水受水

水道用水供給事業又は他の水道事業から水道水の供給を受けること。広島県では島しょ部など自己水源の乏しい地域が、さらには愛媛県上島町も、県企業局から受水している。

●導水施設

原水を水源から浄水場まで送る施設。導水管、原水調整池などがある。

●送水施設

浄水場から配水池まで送る施設。調整池、送水ポンプ、送水管などがある。一旦配水池から流下させた水を再度ポンプアップにより別の配水池に上げるような施設も送水施設である。

●配水施設

水道水を配水池から家庭等に送る施設。配水池、配水管、配水ポンプ、バルブなどがある。

●給水管

配水管から家庭へ水道を引き込む管のことで、個人所有が一般的。水道事業者との境界は、各水道事業者の供給規定により定められている。

●鋳鉄管

鋳鉄又はこれに鋼を配合して鋳造した管。強度大で耐食性があるが、衝撃に比較的弱い。現在製造されていない。

●ダクタイル鋳鉄管（DIP）

鋳鉄にマグネシウム等を添加して、たわみ性、対衝撃性を持たせた管。現在、水道管の主流となっている。

●石綿セメント管（ACP）

石綿とセメントを混ぜて造られた管。安価、軽量で加工性がよいため小口径の管路に多く使われていたが、衝撃に弱く漏水が多いため現在は製造されていない。早急な布設替えが必要となっている。

●硬質塩化ビニル管（PVC）

軽量、安価で加工性がよいため、小口径の水道管の主流となっている。ダクタイル鋳鉄管より対衝撃性に劣るため、国道等交通量の多い道路への布設は認められない場合が多い。

●鋼管（SP）

軽量、柔軟かつ強じんであるため、海底管や水管橋に多く使われている。

第 4 市町水道担当部局課名簿

令和7年3月31日現在

市町名	担当部局課	住 所	電 話 番 号
広島市	水道局	〒730-0011 広島市中区基町9-32	082-511-6806 (直)
	健康福祉局保健部 環境衛生課	〒730-0043 広島市中区富士見町11-27	082-241-7408 (直)
呉市	上下水道局 上下水道総務課	〒737-0051 呉市中央六丁目2-9 つばき会館内	0823-26-1609 (直)
	福祉保健部保健所 生活衛生課	〒737-0041 呉市和庄一丁目2-13 すこやかセンター 5F	0823-25-3538 (直)
竹原市	広島県水道広域連合企業団 竹原事務所	〒725-0026 竹原市中央四丁目8-17	0846-22-7768 (直)
	市民福祉部 地域づくり課	〒725-0026 竹原市中央五丁目1-35	0846-22-2279 (直)
三原市	広島県水道広域連合企業団 三原事務所	〒723-0065 三原市西野五丁目14-1	0848-64-2297 (直)
	生活環境部 生活環境課	〒723-8601 三原市港町三丁目5-1	0848-67-6178 (直)
尾道市	上下水道局	〒722-0046 尾道市長江三丁目6-52	0848-37-8700 (代)
	市民生活部 環境政策課	〒722-8501 尾道市久保一丁目15-1	0848-38-9434 (直)
福山市	上下水道局経営管理部 上下水道総務課	〒720-8526 福山市古野上町15-25	084-928-1530 (直)
	保健所 生活衛生課	〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11-22	084-928-1165 (直)
府中市	広島県水道広域連合企業団 府中事務所	〒726-0022 府中市用土町440-1	0847-43-7168 (直)
	市民課	〒726-8601 府中市府川町315	0847-44-9144 (直)
三次市	広島県水道広域連合企業団 三次事務所	〒728-0021 三次市三次町501	0824-62-6165 (直)
	市民部 環境政策課	〒728-8501 三次市十日市中二丁目8-1	0824-62-6136 (直)
庄原市	広島県水道広域連合企業団 庄原事務所	〒727-8501 庄原市中本町一丁目10-1	0824-73-1197 (直)
	環境建設部 環境政策課	〒727-0003 庄原市是松町20-25	0824-72-1398 (直)
大竹市	上下水道局 工務課	〒739-0692 大竹市小方一丁目11-1	0827-59-2192 (直)
	市民生活部 環境整備課		0827-59-2154 (直)
東広島市	広島県水道広域連合企業団 東広島事務所	〒739-0025 東広島市西条中央二丁目5-18	050-3785-3420 (直)
	生活環境部 環境先進都市推進課	〒739-8601 東広島市西条栄町8-29	082-420-0928 (直)
廿日市市	広島県水道広域連合企業団 廿日市事務所	〒738-0033 廿日市市串戸五丁目10-15	0829-32-5294 (直)
	生活環境部 人権・市民生活課	〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11-1	0829-30-9147 (直)
安芸高田市	広島県水道広域連合企業団 安芸高田事務所	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田791	0826-47-1203 (直)
	市民部 社会環境課		0826-42-1126 (直)
江田島市	広島県水道広域連合企業団 江田島事務所	〒737-2193 江田島市江田島町中央一丁目1-1	050-3785-3430 (直)
	市民生活部 地域支援課	〒737-2297 江田島市大柿町大原505番地	0823-43-1637 (直)
府中町	町民生活部 環境課	〒735-8686 安芸郡府中町大通三丁目5-1	082-286-3242 (直)
	危機管理監 危機管理課		082-286-3243 (直)
海田町	上下水道課	〒736-8601 安芸郡海田町南昭和町14番17号	082-823-9211 (直)
熊野町	広島県水道広域連合企業団 熊野事務所	〒731-4292 安芸郡熊野町中溝一丁目1-1	082-820-5610 (直)
坂町	民生部 環境防災課	〒731-4393 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1-1	082-820-1506 (直)
安芸太田町	建設課	〒731-3810 山県郡安芸太田町大字戸河内784-1	0826-28-1963 (直)
北広島町	広島県水道広域連合企業団 北広島事務所	〒731-1533 山県郡北広島町有田1234	0826-75-2115 (直)
	環境生活課		0826-72-7365 (直)
大崎上島町	広島県水道広域連合企業団 大崎上島事務所	〒725-0301 豊田郡大崎上島町中野2067-1	050-3785-3470 (直)
	保健衛生課	〒725-0401 豊田郡大崎上島町木江4968	0846-62-0303 (直)
世羅町	広島県水道広域連合企業団 世羅事務所	〒722-1114 世羅郡世羅町大字東神崎351	0847-22-0533 (代)
	上下水道課		0847-22-1189 (代)
神石高原町	広島県水道広域連合企業団 神石高原事務所	〒720-1522 神石郡神石高原町小島1701	0847-89-3151 (直)
	健康衛生課		0847-89-3336 (直)

第5 保健所管轄一覽

令和7年3月31日現在

市町名	管轄保健所
広島市、大竹市、廿日市市、府中町 海田町、熊野町、坂町、呉市、江田島市 安芸高田市、安芸太田町、北広島町	西部厚生環境事務所 西部保健所 生活衛生課 所在地 〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68 代表電話番号 0829(32)1181
竹原市、東広島市、大崎上島町	西部東厚生環境事務所 西部東保健所 生活衛生課 所在地 〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10 代表電話番号 082(422)6911
三原市、尾道市、世羅町 福山市、府中市、神石高原町	東部厚生環境事務所 東部保健所 生活衛生課 所在地 〒722-0002 尾道市古浜町26-12 代表電話番号 0848(25)2011
三次市、庄原市	北部厚生環境事務所 北部保健所 生活衛生課 所在地 〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1 代表電話番号 0824(63)5181

第 6 全国水道普及率

(令和6年3月31日現在 単位：人)

都道府県名	総人口 (A)	現在給水人口				普及率 B/A(%)
		上水道	簡易水道	専用水道	合計 (B)	
1 北海道	5,065,106	4,679,280	282,821	14,866	4,976,967	98.3
2 青森	1,169,179	1,118,710	25,288	3,021	1,147,019	98.1
3 岩手	1,159,518	1,071,025	21,341	5,795	1,098,161	94.7
4 宮城	2,230,658	2,210,482	2,486	727	2,213,695	99.2
5 秋田	904,359	767,799	59,664	2,849	830,312	91.8
6 山形	1,021,521	990,967	19,296	184	1,010,447	98.9
7 福島	1,750,200	1,588,730	53,341	4,219	1,646,292	94.1
8 茨城	2,812,901	2,731,411	31,729	5,494	2,679,108	95.2
9 栃木	1,909,128	1,810,411	31,729	18,970	1,838,738	96.3
10 群馬	1,910,853	1,830,729	31,729	1,750	1,903,937	99.6
11 埼玉	7,328,446	7,300,380	1,257	5,884	7,310,229	99.8
12 千葉	6,270,470	5,958,320	5,684	40,958	6,004,962	95.8
13 東京	14,131,350	14,095,121	11,322	24,574	14,131,017	100.0
14 神奈川	9,218,071	9,194,808	11,723	5,295	9,211,826	99.9
15 新潟	2,107,490	2,014,313	81,401	2,743	2,098,457	99.6
16 富山	999,806	913,390	21,940	3,222	938,552	93.9
17 石川	1,101,105	1,044,681	20,868	5,096	1,070,645	97.2
18 福井	748,999	682,254	40,096	934	723,284	96.6
19 山梨	802,457	707,114	79,817	4,973	791,904	98.7
20 長野	1,990,408	1,885,710	84,290	1,598	1,971,598	99.1
21 岐阜	1,917,872	1,765,337	50,811	4,032	1,820,180	94.9
22 静岡	3,533,214	3,441,169	45,741	14,427	3,501,337	99.1
23 愛知	7,467,331	7,440,221	8,401	11,756	7,460,378	99.9
24 三重	1,751,026	1,734,986	7,796	1,271	1,744,053	99.6
25 滋賀	1,406,413	1,379,658	18,136	5,171	1,402,965	99.8
26 京都	2,533,811	2,513,976	10,409	1,207	2,525,592	99.7
27 大阪	8,761,190	8,759,318	0	1,446	8,760,764	100.0
28 兵庫	5,344,832	5,319,636	17,415	1,194	5,338,245	99.9
29 奈良	1,295,094	1,272,664	13,762	249	1,286,675	99.3
30 和歌山	899,336	845,807	36,070	1,182	883,059	98.2
31 鳥取	536,776	488,228	35,872	2,522	526,622	98.1
32 島根	643,316	610,041	15,789	414	626,244	97.3
33 岡山	1,835,093	1,776,918	43,806	2,744	1,823,468	99.4
34 広島	2,737,309	2,595,019	7,999	7,362	2,610,380	95.4
35 山口	1,286,039	1,197,695	10,140	4,144	1,211,979	94.2
36 徳島	689,157	636,179	22,605	12,497	671,281	97.4
37 香川	919,513	910,802	2,954	3	913,759	99.4
38 愛媛	1,304,514	1,184,431	20,417	20,503	1,225,351	93.9
39 高知	666,040	567,916	60,180	5,104	633,200	95.1
40 福岡	5,091,224	4,788,680	13,694	53,297	4,855,671	95.4
41 佐賀	796,921	753,487	8,389	1,077	762,953	95.7
42 長崎	1,254,499	1,208,998	22,031	12,212	1,243,241	99.1
43 熊本	1,702,325	1,436,330	73,137	16,589	1,526,056	89.6
44 大分	1,087,257	979,664	14,666	8,226	1,002,556	92.2
45 宮崎	1,039,769	985,190	31,294	1,835	1,018,319	97.9
46 鹿児島	1,563,569	1,470,273	43,810	14,616	1,528,699	97.8
47 沖縄	1,462,046	1,439,438	22,149	18	1,461,605	100.0
合計	124,157,511	120,026,054	1,577,478	358,250	121,961,782	98.2
令和4年度	124,704,624	120,508,470	1,623,337	396,991	122,528,798	98.3

※国土交通省ホームページ「水道の基本統計」より作成。(東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により福島県の一部(双葉地方水道企業団〔富岡町、大熊町、双葉町、広野町、楡葉町〕、また、令和6年能登半島地震に伴う災害対応の影響により石川県の一部(輪島市)については、現在給水人口「0」として算出されている。)

※広島県の上水道の現在給水人口2,595,019人には、山口県岩国市内住民への給水人口102人を含んでいる。

